

○栃木県政務活動費の交付に関する条例施行規程

平成13年3月30日
栃木県議会告示第1号

栃木県政務活動費の交付に関する条例施行規程を次のように定める。

栃木県政務活動費の交付に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木県政務活動費の交付に関する条例(平成13年栃木県条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派結成届等)

第2条 条例第4条第1項の会派結成届は、別記様式第1号によるものとする。

2 条例第4条第2項の会派異動届は、別記様式第2号によるものとする。

3 条例第4条第3項の会派解散届は、別記様式第3号によるものとする。

(政務活動費の請求)

第3条 条例第7条第1項又は第2項の規定による請求は、別記様式第4号により行うものとする。

第4条 削除

(収支報告書)

第5条 条例第9条第1項又は第2項の収支報告書(以下「収支報告書」という。)は、別記様式第5号によるものとする。

(収支報告書への証拠書類の写しの添付)

第6条 条例第9条第1項及び第2項の規定による証拠書類の写しの添付は、条例別表に掲げる経費の区分ごとに、別記様式第6号により行うものとする。

2 前項の場合において、領収書その他の証拠書類の取得が困難であるときは、支払証明書(別記様式第7号)を添付するものとする。

(収支報告書等修正届)

第7条 条例第9条の2第1項の収支報告書等修正届は、別記様式第8号によるものとする。

2 前項の収支報告書等修正届には、既に提出した収支報告書及び証拠書類の写しを修正したものを添付するものとする。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

(証拠書類等の整理保管)

第8条 会派の政務活動費経理責任者は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の閲覧等)

第9条 条例第12条第2項の規定による収支報告書、証拠書類の写し及び収支報告書等修正届(以下「収支報告書等」という。)の閲覧又は写しの交付を請求しようとする者は、収支報告書等閲覧・写し交付請求書(別記様式第9号)を議長に提出しなければならない。

2 条例第12条第2項の規定による収支報告書等の閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

3 収支報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

4 収支報告書等は、丁寧に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

6 条例第12条第4項の規定により収支報告書等の写しの交付を受ける者が負担しなければならない費用の額は、次の各号に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 当該収支報告書等を複写機により日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に白黒で複写したものの交付 一面につき10円

(2) 当該収支報告書等を複写機により日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙にカラーで複写したものの交付 一面につき80円

7 条例第12条第4項の規定により収支報告書等の写しの交付を受ける者は、送付に要する実費を負担して、当該収支報告書等の写しの送付を求めることができる。

8 前各項に定めるもののほか、条例第12条第2項の規定による収支報告書等の閲覧又は写しの交付に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成20年議会告示第1号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年議会告示第2号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則(平成25年議会告示第1号)

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附則（令和3年議会告示第1号）
この規程は、交付の日から施行する。

栃木県議会議長 様

会派の名称
代表者の氏名

会派結成届

栃木県政務活動費の交付に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務活動費経理責任者の氏名
- 4 所属議員数
- 5 会派の結成の年月日
- 6 所属議員氏名

栃木県議会議長 様

会派の名称
代表者の氏名

会派異動届

栃木県政務活動費の交付に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 異動年月日

2 異動内容

区分	新	旧
会派の名称		
代表者の氏名		
政務活動費経理責任者の氏名		
所属議員数		
異動のあった所属議員氏名		

別記様式第3号(第2条関係)

年 月 日

栃木県議会議長 様

会派の名称
代表者の氏名

会派解散届

栃木県政務活動費の交付に関する条例第4条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 解散した会派の名称
- 2 解散した年月日

別記様式第4号(第3条関係)

年 月 日

栃木県知事 様

会派の名称
代表者の氏名

年度政務活動費請求書

栃木県政務活動費の交付に関する条例第7条第1項(第2項)の規定により、次のとおり
請求します。

金 円

ただし、年 月～ 年 月分(年 月分)として

栃木県議会議長 様

会派の名称
代表者の氏名

年度政務活動費収支報告書

栃木県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項(第2項)の規定により、次のとおり提出します。

1 収入

政務活動費 _____ 円

2 支出

(単位：円)

経費	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費		
人件費		
合計		

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

3 残余

_____ 円

栃木県議会議長 様

会派の名称
代表者の氏名

年度政務活動費収支報告書等修正届

栃木県政務活動費の交付に関する条例第9条の2第1項の規定により、 年 月 日付けで提出した 年度政務活動費収支報告書等について、次のとおり修正します。

- 1 修正理由
- 2 修正する収支報告書等
 - ア 収支報告書
 - イ 証拠書類の写し
- 3 修正箇所及びその内容
 - ア 収支報告書
 - (ア) 収入額(修正前： 円・修正後： 円)
 - (イ) 支出額 (単位：円)

修正項目				
修正前金額				
修正後金額				
修正金額の差額				

- (修正前金額合計： 円・修正後金額合計： 円)
- (ウ) 残余额(修正前残余额： 円・修正後残余额： 円)
- イ 証拠書類の写し(修正箇所及びその内容を記載すること。)
- 4 残余额
 - ア 修正の結果生じた新たな残余额は、 円であり、返還する。
 - イ 残余额なし

(注) 1 該当する記号に○印を付すこと。
 2 既に提出した収支報告書及び証拠書類の写しを修正し、修正の箇所に押印したものを添付すること。

別記様式第9号(第9条関係)

収支報告書等閲覧・写し交付請求書

栃木県議会議長 様

栃木県政務活動費の交付に関する条例第12条第2項の規定により、次のとおり請求します。

ア 閲覧 イ 写し交付	請求日	年 月 日
該当する記号に○印を付してください。		
閲覧又は写しの交付を請求する収支報告書等		
住所 法人にあつては、事務所又は事業所の所在地		
氏名 法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに閲覧者の氏名		
電話番号		
備考		

(注)備考欄には、両面又はカラーによる複写を希望する場合等にその旨を記載すること。